

京 都 大 学 大 学 院 地 球 環 境 学 舎 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 6 学位論文の審査及び課程修了の認定等</p> <p>第 1 1 条 通則第 5 0 条第 3 項の規定により、博士後期課程においては、学舎会議の定める科目につき、地球環境学専攻にあつては、<u>1 0 単位</u>以上を、環境マネジメント専攻にあつては、<u>1 3 単位</u>以上をそれぞれ修得するものとする。<u>ただし、環境マネジメント専攻において、同専攻修士課程の修了者以外の者にあつては、2 1 単位以上を修得するものとする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第 6 学位論文の審査及び課程修了の認定等</p> <p>第 1 1 条 通則第 5 0 条第 3 項の規定により、博士後期課程においては、学舎会議の定める科目につき、地球環境学専攻にあつては、<u>6 単位</u>以上を、環境マネジメント専攻にあつては、<u>1 4 単位</u>以上をそれぞれ修得するものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。</p>